

上越市就学援助費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第 4 5 号

上越市就学援助費支給規則の一部を改正する規則

上越市就学援助費支給規則（平成 1 9 年上越市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号エ中「使用するスキー用具」の次に「及びスノーボード用具」を、「アルペンスキー用具」の次に「及びスノーボード用具」を加え、同号ケ中「上越市立の小学校に通学する児童又は」を削る。

別表新入学児童・生徒学用品費の部中「5 7, 0 6 0 円」を「6 4, 3 0 0 円」に、「6 3, 0 0 0 円」を「8 1, 0 0 0 円」に改め、同表体育実技用スキー用具の購入費の部アルペンスキー用具の項中「アルペンスキー用具」の次に「及びスノーボード用具」を加え、同表学校給食費の部を次のように改める。

学校給食費		上越市学校給食費徴収規則（昭和 4 8 年上越市教育委員会規則第 1 4 号）第 2 条に規定する月額に基づき算定された額。ただし、学校の都合により給食を休止する期間があるときは、当該期間を含んで算定された額	必要の都度
-------	--	--	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の上越市就学援助費支給規則の規定は、令和 8 年度以後の年度分の援助費の支給について適用し、令和 7 年度分までの援助費の支給については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表新入学児童・生徒学用品費の項の規定については、令和 9 年度以後の就学予定者から適用する。